

利賀地区における道路除排雪委託業務に係る地域維持型建設共同企業体取扱 試行要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、富山県（以下「県」という。）が発注する地域維持事業において地域維持型建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）を活用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(試行の範囲及び期間)

第2条 この要領は、富山県南砺市利賀地区における道路除排雪委託業務（以下「除排雪業務」という。）に限り適用し、令和8年度から令和10年度まで試行するものとする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域維持事業 地域における公共土木施設の維持管理のために必要不可欠な除排雪業務をいう。
- (2) 地域維持型建設共同企業体 地域維持事業を安定的に実施するため、地域の建設企業等が継続的な協業関係を確保して構成する共同企業体をいう。

(活用の基本)

第4条 共同企業体の活用は、地域維持事業の担い手を安定的に確保する必要がある場合その他地域の実情に応じて行うものとする。

(対象事業の決定)

第5条 共同企業体により実施することができる地域維持事業は、入札参加資格委員会の議を経て決定するものとする。

(運営形態)

第6条 共同企業体の運営形態は、次のいずれかとする。

- (1) 共同履行方式（以下「甲型」という。） 全構成員が出資割合に応じて資金、人員、機械等を拠出し、一体となって業務を履行する方式
- (2) 分担履行方式（以下「乙型」という。） 受託業務をあらかじめ区間等に分割し、各構成員が自己の分担区間等について責任をもって履行する方式

2 各構成員は、委託契約の履行について連帯して責任を負うものとする。

（構成員数）

第7条 構成員数は2者以上10者程度とする。

（構成員の資格要件及び組合せ）

第8条 構成員は、次の各号を満たす者でなければならない。

- (1) 全構成員は、富山県建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「建設工事資格者名簿」という。）に登載されていること。ただし、第9条に掲げる要件を満たし、かつ第12条第2項に規定する書類を提出した者（以下「除排雪業務限定参加者」という。）は、この限りではない。
- (2) 全構成員は、砺波土木センター管内に主たる営業所を有すること。
- (3) 構成員の2分の1以上は、砺波土木センター管内に主たる営業所を10年以上有すること。
- (4) 全構成員は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。

（除排雪業務限定参加者の資格要件）

第9条 前条第1号ただし書の規定による除排雪業務限定参加者は、次の各号を満たす者でなければならない。

- (1) 第12条第5項に規定する定期受付年度のうち直近のもの（以下「直近の定期受付年度」という。）の前5年度から同条第1項に係る入札参加資格審査の申請日（以下「申請日」という。）までの間に元請（共同企業体の構成員として受託した場合を含む。）として次のいずれかの業務を受託し完了した実績を有すること。

ア 富山県が発注した除排雪業務

イ 砺波土木センター管内の市町村が発注した、当該市町村が管理する道路の除排雪業務

(2) 第12条第2項に規定する書類を知事に提出していること。

(代表者の資格要件)

第10条 代表者は、次の各号を満たす者でなければならない。

(1) 建設工事資格者名簿に登載されていること。

(2) 砺波土木センター管内に主たる営業所を10年以上有していること。

(3) 直近の定期受付年度の前15年度から申請日までの間に元請（共同企業体の構成員として受託した場合を含む。）として次のいずれかの業務を受託し完了した実績を有すること。

ア 富山県が発注した除排雪業務

イ 砺波土木センター管内の市町村が発注した、当該市町村が管理する道路の除排雪業務

(4) 他の共同企業体の代表者となっていないこと。

(出資割合等)

第11条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大でなければならない。

2 甲型の場合、全構成員の出資割合は均等割の10分の6以上でなければならない。

3 乙型の場合、分担業務額のない者を構成員とすることはできない。

第2章 入札参加資格手続

(入札参加資格審査申請)

第12条 共同企業体として入札に参加する資格の審査を受けようとする者

は、地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して知事に申請するものとする。知事は、申請書を受理したときは、申請書の内容について審査し、入札参加資格があると認めた者を地域維持型建設共同企業体競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載するとともに、申請者に対し入札参加資格の有無を通知するものとする。

- (1) 地域維持型建設共同企業体入札参加資格者債主登録（変更）書（様式第2号）
 - (2) 使用印鑑届出書（様式第3号）
 - (3) 委任状（様式第4号）
 - (4) 地域維持型建設共同企業体協定書の写し
 - (5) 代表者の業務実績証明書（第10条第3号に係る実績を証明する書類）
 - (6) その他知事が必要と認める書類
- 2 除排雪業務限定参加者は、除排雪業務限定参加者入札参加資格審査申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して知事に申請するものとする。
- (1) 業務担当者資格確認書（様式第6号）
 - (2) 財務諸表（直近2期分）
 - (3) 誓約書（様式第7号）
 - (4) 業務実績証明書（第9条第1号に係る実績を証明する書類）
 - (5) 申請者が法人の場合にあっては法人の登記事項証明書、個人の場合にあっては住民票の写し
 - (6) 次に掲げる納税証明書
 - ア 主たる営業所が所在する税務署により賦課された税について未納がないこと（徴収猶予を受けている場合を含む。）を証明するもの
 - イ 富山県により賦課された税について未納がないこと（徴収猶予を受けている場合を含む。）を証明するもの
 - ウ 申請者が個人の場合にあっては、個人県民税について未納がないこと（徴収猶予を受けている場合を含む。）を証明するもの
- 3 一の建設業者等が構成員となることができる共同企業体の数は、一とするものとする。ただし、県が必要と認める場合にあっては、県の判断により二以上の共同企業体の構成員となることができるものとする。
- 4 既に資格者名簿に登載を受けた共同企業体の代表者又は構成員に変更があったときは、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。
- (1) 地域維持型建設共同企業体代表者等変更届（様式第8号）

(2) その他知事が必要と認める書類

5 申請書は、令和6年度及び同年度から起算して2の倍数の年度経過後の年度（以下「定期受付年度」という。）の知事が別に定める期間内に、知事に提出するものとする。

6 知事は、定期受付年度の受付（以下「定期受付」という。）のほか、入札参加資格の有効期間の開始日以降、当該定期受付年度から起算して2年度経過後の年度の10月末日まで（富山県の休日定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の間、随時、資格者名簿に登載されるための申請書の受付（以下「随時受付」という。）をするものとする。この場合において、申請書は、知事に提出するものとする。

（協定書）

第13条 前条第1項第4号に規定する地域維持型建設共同企業体協定書は、運営形態ごとに甲型の場合は様式第9号、乙型の場合は様式第10号に準じて作成しなければならない。

（入札参加資格の有効期間）

第14条 入札参加資格の有効期間は、定期受付をしたものにあつては定期受付年度の翌年度の4月1日から次の定期受付年度の3月末日までとし、随時受付をしたものにあつては当該随時受付時に有効な資格者名簿の有効期間の残りの期間とする。

（解散の届出）

第15条 共同企業体が解散したときは、解散届（様式第11号）を知事に提出しなければならない。この場合において、知事は当該共同企業体を資格者名簿から抹消するものとする。

第3章 雑則

（編成表及び協定書の提出）

第16条 共同企業体は、運営委員会の委員名、組織及び人員配置等を記載した共同企業体編成表（様式第12号）を各地域維持事業の契約締結時に発注者に提出しなければならない。

2 甲型の場合は地域維持型建設共同企業体の出資割合に関する協定書（様式第13号）の写しを、乙型の場合は地域維持型建設共同企業体の分担業務額に関する協定書（様式第14号）の写しを、前項の編成表と同時に発注者に提出しなければならない。

（通知及び連絡）

第17条 入札参加資格通知、指名通知、業務の監督、委託料の支払その他一切の行為は、共同企業体の代表者を相手方として行い、代表者への通知は全構成員への通知とみなす。

（委任）

第18条 この要領の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年9月1日から施行する。